

総 税 企 第 47 号
令和 2 年 3 月 18 日

各都道府県総務部長 }
東京都総務・主税局長 } 殿

総務省自治税務局企画課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い納税が困難な方に対する
猶予制度の周知について

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い納税が困難な者への対応については、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴い納税が困難な者への対応について」（令和 2 年 3 月 18 日付け総税企第 45 号総務省自治税務局長通知）において適切な対応がなされるようお願いしたところです。

今般、国税庁より、別添のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた納税者の方向けに作成した猶予制度に係るリーフレットの周知について依頼がありました。

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた納税者等に対しては、地方税においても、猶予制度の活用が考えられますので、各地方団体においても制度の周知・広報に取り組む必要があります。

つきましては、別紙のとおり、地方税におけるリーフレット例を作成しましたので、適宜加工の上、国税庁のリーフレットと合わせて、ホームページ・広報誌への掲載、窓口への設置などにより広く周知いただくようお願いします。

また、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨をご連絡願います。

本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

(連絡先)

総務省自治税務局企画課
担当：卯田係長、松本事務官
電 話：03-5253-5658
F A X：03-5253-5659

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する 地方税における猶予制度

徴収の猶予

- 新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度がありますので、（都道府県・市区町村）〇〇課にご相談ください（徴収の猶予：地方税法第15条）。

（ケース1）災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

（ケース2）ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

（ケース3）事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

（ケース4）事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

申請による換価の猶予

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、地方税を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度がありますので、（都道府県・市区町村）〇〇課にご相談ください（申請による換価の猶予：地方税法第15条の6）。

徴 徴 2 - 25
令和2年3月18日

総務省自治税務局
企画課長 池田 達雄 殿

国税庁徴収部
徴収課長 山上 淳一

**新型コロナウイルス感染症の発生に伴い納税が困難な方に対する
猶予制度の周知のお願い**

平素より税務行政につきまして、深い御理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う各種イベントの中止・延期、観光客の減少などにより、売上が著しく低下して、納税資金の捻出が困難な納税者が増加することが懸念されます。このため、国税庁では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた納税者の方向けに、猶予制度の周知のリーフレットを作成し、これまで以上に猶予制度に関する周知・広報に取り組んでおります。

つきましては、貴省におかれましても、地方公共団体（各都道府県、市町村）の皆様に対し、別紙のリーフレットを活用して、ホームページ・広報誌への掲載、窓口への設置などを通じ、広く周知を要請していただくようお願いいたします。

○ 別紙のリーフレットについては、国税庁ホームページに掲載しておりますのでご活用ください。

・ 国税庁ホームページの掲載場所

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kansensho/pdf/0020003-044_02.pdf

新型コロナウイルス感染症の影響により

納税が困難な方には猶予制度があります

税務署に申請することにより、納税が猶予されます

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められますので、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください（申請による換価の猶予：国税徴収法第151条の2）。

○ 要件

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 換価の猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
- ④ 納付すべき国税の納期限（注1）から6か月以内に申請書が提出されていること。
- ⑤ 原則として、担保の提供があること。（担保が不要な場合があります）

お気軽にお電話で
ご相談ください！
（納期限前から相談できます）

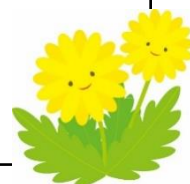
（注1）令和元年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の確定申告は、延長された期限（令和2年4月16日）が納期限となります。

（注2）既に滞納がある場合や滞納となってから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予（同法第151条）が受けられる場合もあります。

税務署において所定の審査を早期に行います。

○ 猶予が認められると…

- ▶ 原則、1年間猶予が認められます。（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）
- ▶ 猶予期間中の延滞税の一部が免除されます。
- ▶ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。



更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます。
（裏面をご参照ください。）

個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

- ▶ 新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、納税の猶予が認められることがありますので、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください（納税の猶予：国税通則法第46条）。

○ 個別の事情

ケースによりご用意
いただく資料が異なります。
まずはお電話でご相談を！

（ケース1）災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

（ケース2）ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち、医療費や治療等に付随する費用

（ケース3）事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額

（ケース4）事業に著しい損失を受けた場合

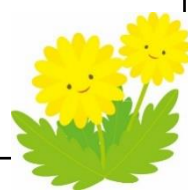
納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

（注）申請に必要な書類等については、最寄りの税務署（徴収担当）にご相談ください。

税務署において所定の審査を早期に行います。

○ 猶予が認められると…

- ▶ 原則、1年間猶予が認められます。（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）
- ▶ 猶予期間中の延滞税の全部又は一部が免除されます。
- ▶ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。





整理番号									
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

納税価の猶予申請書

税務署長殿

国税通則法第46条第 項第 号(第5号の場合、第 号類似)又は国税徴収法第151条の2第1項の規定により、以下のとおり猶予を申請します。

申請者	住所所在地	電話番号 () 携帯電話 ()		① 申請年月日 令和 年 月 日					
	氏 名 称	印		※税務署整理欄	通信日付印				
	法 人 番 号			申請書番号	処理年月日				
納付すべき国税	年度	税 目	納期限	本 税	加算税	延滞税	利子税	滞納処分費	備 考
			・ ・	円	円	法律による金額 円	円	法律による金額 円	
			・ ・			"		"	
			・ ・			"		"	
			・ ・			"		"	
合 計			イ	ロ	ハ "	ニ	ホ "		
②イ〜ホの合計			円	③現在納付可能資金額		円	④猶予を受けようとする金額 (②-③)		円
※③欄は、「財産収支状況書」の(A)又は「財産目録」の(D)から転記									
一時に納付することができない(生活維持又は事業の継続が困難となる)事情の詳細									
		猶予該当事実の詳細(納税の猶予の場合) :							
⑤ 納付計画	年 月 日	納付金額		年 月 日	納付金額		年 月 日	納付金額	
	令和	円		令和	円		令和	円	
	令和	円		令和	円		令和	円	
	令和	円		令和	円		令和	円	
	令和	円		令和	円		令和	円	
※⑤欄は、「財産収支状況書」の(B)又は「収支の明細書」の(C)及び(D)から転記									
猶 予 期 間		令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで 月間							
※猶予期間の開始日は、①の申請年月日 ただし、納税の猶予申請において、災害等のやむを得ない理由により、申請書を提出できなかった場合は、災害等が生じた日 換価の猶予申請において、納付すべき国税の法定納期限以前にこの申請書を提出する場合は、その国税の法定納期限の翌日									
担 保	☐ 有	担保財産の詳細又は							
	☐ 無	提供できない特別の事情							

税理士署名押印	印 (電話番号 - -)
☐	税理士法第30条の書面提出有

※税務署整理欄	
100万円以下の場合	100万円超の場合
☐ 財産収支状況書	☐ 収支の明細書
	☐ 財産目録
	☐ 担保関係書類
☐ 猶予該当事実証明書類(納税の猶予の場合)	